松阪市地域防災活動推進助成金

申請の手引き

令和４年度版

松阪市　防災対策課

【令和４年４月改正】

1　概要

災害時に住民自治協議会や自主防災組織が地域住民の「共助」による応急活動を展開し、最小限の被害とするための一助となることを目的としています。

別表（第３条、第４条関係）

番号	項目	助成の対象となる経費	助成金額
1	地域防災活動費 （防災訓練）	防災訓練に係る経費 消耗品費、燃料費、食料費（炊き出し訓練に係るものに限る。）印刷製本費、講師謝金、その他市長が特に必要と認めるもの	助成対象額の 2 分の 1（当該額が３万円を超えるときは３万円を上限とする。） ※ただし、住民自治協議会内自治会数を 10 で除した数値が 1.0 を超える場合は、3 万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。
	地域防災活動費 （防災訓練以外）	地域防災マップ作成、避難所運営研修等防災訓練以外の地域防災活動に係る経費 消耗品費、印刷製本費、講師謝金、その他市長が特に必要と認めるもの	助成対象額の 2 分の 1（当該額が２万円を超えるときは２万円を上限とする。） ※ただし、住民自治協議会内自治会数を 10 で除した数値が 1.0 を超える場合は、2 万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。
2	防災に関する資格取得費	防災に係る資格（防災士・危機管理士等）を取得するために受講した研修講座に係る経費（研修・講座受講料、資格取得試験受講料及び資格認証登録料とし、講座受講に係る旅費、宿泊費、飲料費等を除く。）	資格を取得した者 1 人につき、助成対象となる研修講座受講料等の 2 分の 1（当該額が 3 万円を超えるときは３万円を上限とする。）
3	防災資機材整備費	自主防災組織発足時に必要な防災資機材の取得に要する経費	助成対象額に相当する額。ただし、単位自治会を構成する世帯数に応じ、次に掲げる額を上限とする。 100 世帯未満　150,000 円 100～299 世帯　200,000 円 300～399 世帯　250,000 円 400 世帯以上　300,000 円
		整備済み防災資機材の修繕及び追加配備に要する経費	助成対象額の 2 分の 1。ただし、単位自治会を構成する世帯数に応じ、次に掲げる額を上限とする。 100 世帯未満　15,000 円 100～299 世帯　20,000 円 300～399 世帯　25,000 円 400 世帯以上　30,000 円

備考

1　地域防災活動費については、原則として 1 組織に対して年 2 回（防災訓練 1 回。防災訓練以外防災活動 1 回。）を限度として交付する。

2　防災に関する資格取得費については、住民自治協議会から推薦を受けた市内に住所を有する者で、同一協議会内から同一年度 2 人以内を限度として交付する。

3　自主防災組織発足時に必要な防災資機材の取得に要する経費に係る防災資機材整備費については、住民自治協議会内の単位自治会を基礎とした自主防災組織を対象として、これまで防災資機材整備について市から補助金の交付を受けていない自主防災組織に限り、1 回を限度として交付する。

　整備済み防災資機材の修繕及び追加配備に要する経費に係る防災資機材整備費については、住民自治協議会内の単位自治会を基礎とし、５年以上の防災活動実績がある自主防災組織を対象とする。防災資機材の修繕に要する経費については、同一年度 1 回を限度として交付し、防災資機材の追加配備については、令和 4 年度から令和 6 年度までの間において 1 回を限度として交付する。

2　詳細

1　地域防災活動費（防災訓練）

Ⅰ　対象団体　各住民自治協議会（各年度１回限り）

Ⅱ　助成金額　助成対象金額の２分の１（上限３万円）
ただし、住民自治協議会内自治会数を 10 で除した数値が 1.0 を超える場合は３万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。
（例：住民自治協議会内自治会数 18 自治会の場合）
30,000 円×1.8＝54,000 円（上限）

Ⅲ　助成金対象

対象となるもの　○

〔消耗品〕文具、ブルーシート、ごみ袋、救出訓練など使用する木材、軍手　など
〔炊き出し費用〕食材、ガスなどの燃料、紙皿、ごみ袋　など
〔印刷製本費〕ＰＲチラシ用紙、インク代、訓練用地図　など
〔講師謝金〕講師謝金（ただし、旅費、宿泊費などは除く）
〔その他〕参加記念品（防災ホイッスルや携帯トイレなどの防災グッズに限る）など

対象とならないもの　✕

単価金額（／個）が１万円以上の物品については「備品」と考えられることから、原則対象外とする。（ただし、消耗品としての性質が認められる場合はこの限りではない。）

1　地域防災活動費（防災訓練以外）

Ⅰ　対象団体　各住民自治協議会（各年度１回限り）

Ⅱ　助成金額　助成対象金額の２分の１（上限２万円）

ただし、住民自治協議会内自治会数を 10 で除した数値が 1.0 を超える場合は　２万円に当該数値を乗じた金額を上限とする。

（例：住民自治協議会内自治会数 18 自治会の場合）

20,000 円×1.8＝36,000 円（上限）

Ⅲ　助成金対象

対象となるもの　○

〔消耗品〕文具、研修用パンフレット

〔印刷製本費〕ＰＲチラシ用紙、インク代、研修用地図　など

〔講師謝金〕講師謝金（ただし、旅費（交通費）、宿泊費などは除く）

〔その他〕参加記念品（防災ホイッスルや携帯トイレなどの防災グッズに限る）など

対象とならないもの　✕

単価金額（／個）が１万円以上の物品については「備品」と考えられることから、原則対象外とする。（ただし、消耗品としての性質が認められる場合はこの限りではない。）

2　防災に関する資格取得費

Ⅰ　対象団体　各住民自治協議会（各年度２人以内）

Ⅱ　助成金額　助成対象金額の２分の１（上限３万円）

Ⅲ　助成金対象

対象となるもの　○

・防災士、危機管理士、防災危機管理者などの資格取得に係る受講料、受験料、登録料、教材費など

対象とならないもの　✕

・資格取得に係る旅費（交通費）、宿泊費など

3　防災資機材整備費（自主防災組織発足時）

Ⅰ　対象団体　自主防災組織（自主防災組織を発足する自治会）

Ⅱ　助成金額　助成対象金額に相当する金額

（単位自治会を構成する世帯数に応じ、次に掲げる金額を上限とする）

自治会内世帯数	助成上限金額
100 世帯未満	150,000 円
100～299 世帯	200,000 円
300～399 世帯	250,000 円
400 世帯以上	300,000 円

Ⅲ　助成金対象

自主防災組織発足に必要な防災資機材を対象とする

対象となるもの　○

（自家発電機、投光器、拡声器、ヘルメット、腕章、バール、のこぎり、消火栓ボックス、消火栓ホース、スコップ、ハンマー、ジャッキ、ロープ、はしごなど）

対象とならないもの　✕

・倉庫、収納庫、物置など

・使用期限・使用回数が決まっている備蓄品（食料品、救急セット、携帯トイレ(凝固剤タイプ)、消火器など）

※ただし、毛布や簡易トイレなど使用期限や使用回数に特段定めのないものについては、対象とする。

・車両や個人宅へ配備する備品（無線機など）

3　防災資機材整備費（整備済み防災資機材の修繕及び追加配備）

Ⅰ　対象団体

自主防災組織（５年以上の活動実績がある団体に限り各年度１回）※５年以上の活動実績を証明する書類とは？

（ここでの５年以上とは申請年度も含めた過去４年間とする）

救助活動、防災訓練、資機材点検、研修会などの自主防災組織単位での活動を各年度（過去４年間）１回以上実施したことがわかる書類（写真付きが望ましいが、回覧板での案内文書や総会資料などでも証明可能）

Ⅱ　助成金額

助成対象金額の２分の１

（ただし、単位自治会を構成する世帯数に応じ、次に掲げる金額を上限とする）

自治会内世帯数	助成上限金額
100 世帯未満	15,000 円
100～299 世帯	20,000 円
300～399 世帯	25,000 円
400 世帯以上	30,000 円

Ⅲ　助成金対象

整備済み資機材の修繕および追加配備に要する経費を対象とする

対象となるもの　○

（自家発電機、投光器、拡声器、ヘルメット、バール、のこぎり、消火栓ボックス、消火栓ホース、ジャッキ、はしごなど）

対象とならないもの　✕

・倉庫、収納庫、物置など

・使用期限・使用回数が決まっている備蓄品（食料品、救急セット、携帯トイレ(凝固剤タイプ)、消火器など）

※ただし、毛布や簡易トイレなど使用期限や使用回数に特段定めのないものについては、対象とする。

・車両や個人宅へ配備する備品（無線機など）

3　申請の流れ【簡易版】

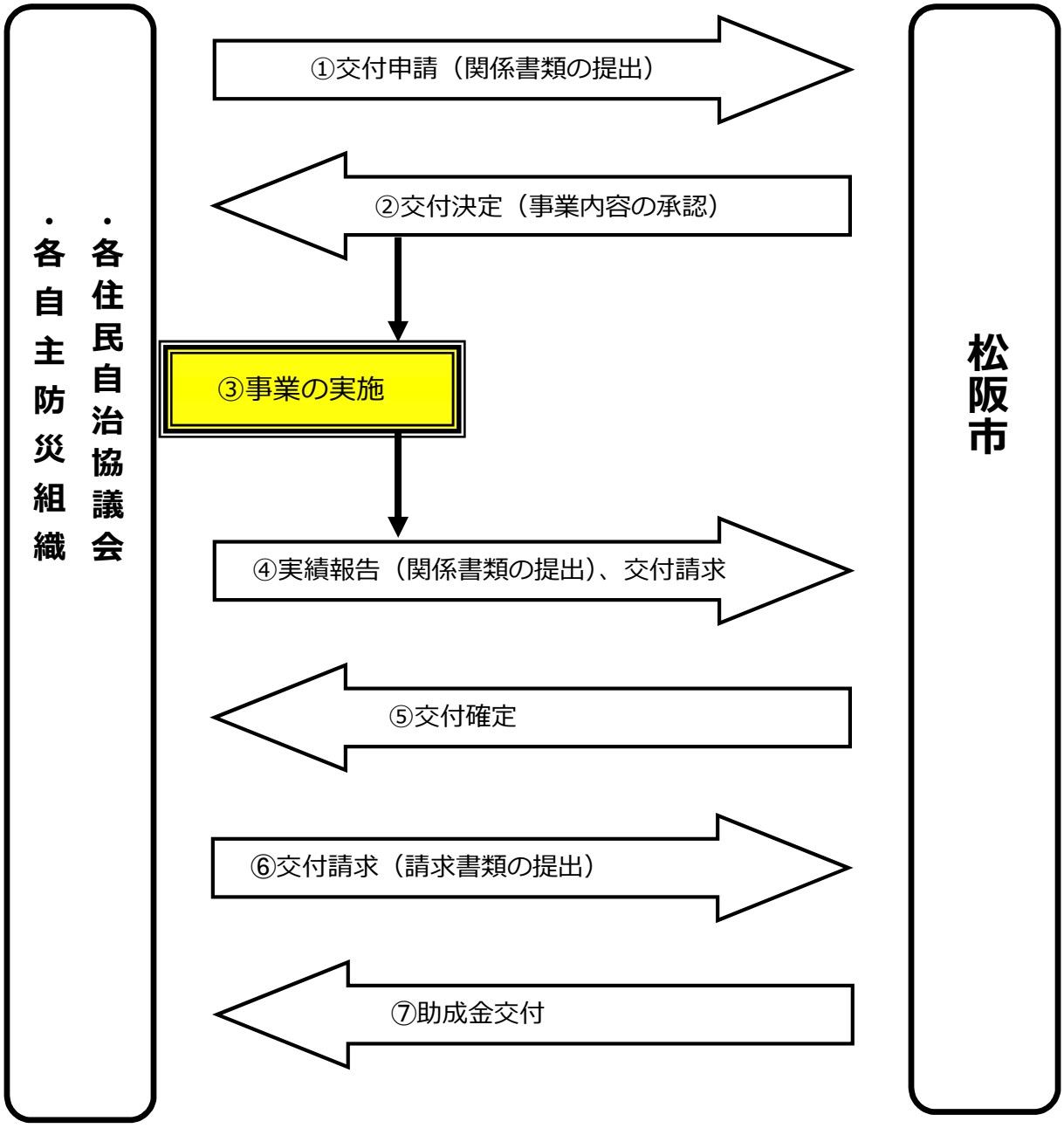

注意点：市から交付決定通知がされる前に事業（防災訓練・資機材購入など）を実施してしまうと助成金が交付されませんのでご注意ください。

４　申請の流れ【詳細版】

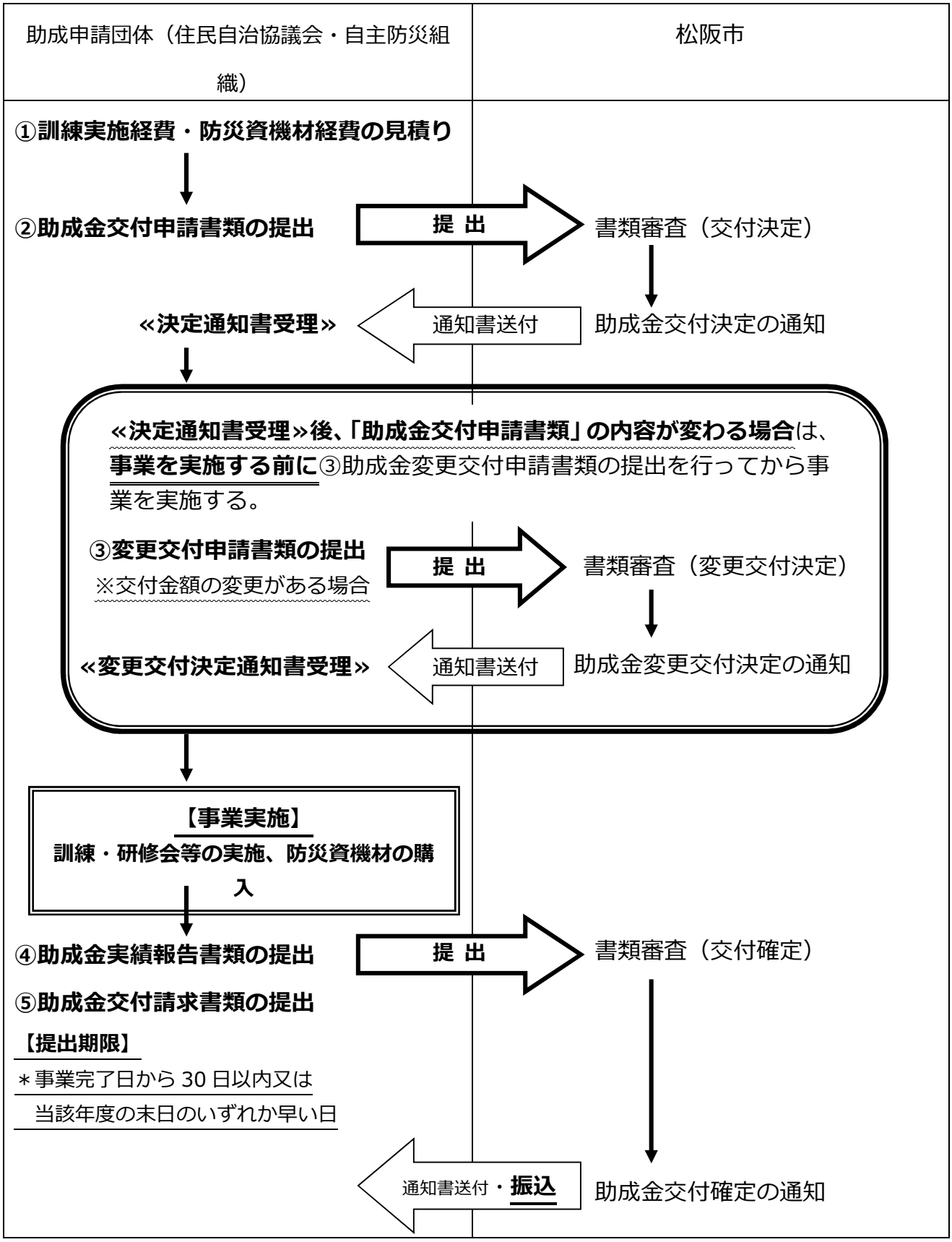
助成申請団体（住民自治協議会・自主防災組織）
松阪市
①訓練実施経費・防災資機材経費の見積り
②助成金交付申請書類の提出
提 出
書類審査（交付決定）
«決定通知書受理»
通知書送付
助成金交付決定の通知
«決定通知書受理»後、「助成金交付申請書類」の内容が変わる場合は、事業を実施する前に③助成金変更交付申請書類の提出を行ってから事業を実施する。
③変更交付申請書類の提出
※交付金額の変更がある場合
提 出
書類審査（変更交付決定）
«変更交付決定通知書受理»
通知書送付
助成金変更交付決定の通知
【事業実施】
訓練・研修会等の実施、防災資機材の購入
④助成金実績報告書類の提出
⑤助成金交付請求書類の提出
提 出
書類審査（交付確定）
【提出期限】
＊事業完了日から 30 日以内又は
当該年度の末日のいずれか早い日
通知書送付・振込
助成金交付確定の通知

5　提出書類の一覧

提　出　書　類	チェック
助成金交付申請書類	
松阪市地域防災活動推進助成金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（助成金を何に充てるかが明示してあること）※任意様式	
見積書又は助成対象経費が明らかになるもの　※Ｑ＆Ａ参照（Q3）	
各団体規約	
自主防災組織の活動実績が明らかになるもの【防災資機材整備費に限る】 ※Ｑ＆Ａ参照（Q4）	
助成金交付変更申請書類	
松阪市地域防災活動推進助成金変更交付申請書（様式第３号）	
変更内容が明らかになるもの（見積書など）	
助成金実績報告書類	
松阪市地域防災活動推進助成金実績報告書（様式第５号）	
事業完了報告書（申請時における事業計画の完了報告となる内容）	
領収書又は購入品明細で購入金額が確認することができるもの	
事業実施を確認することができる写真	
助成金交付請求書類	
松阪市地域防災活動推進助成金請求書（様式第７号）	

6　Q＆A

Q１　自主防災組織とは？
A　本助成金の対象団体となる「自主防災組織」は単位自治会等を基礎とした団体を指します。
Q２　助成金の申請はいつからできるのか？
A　年度内なら受付しております。 ただし、予算に限りがありますのでお早めに申請してください。なお、完了実績報告書の提出は当該年度末日（3 月 31 日）までに提出してください。
Q３　助成対象経費が明らかになるものとは？
A　助成金額を適切に算出するため、見積書や購入物品のカタログの該当ページ等、金額が明記されているものを提出してください。なお、前述の通り市から交付決定通知がされる前に事業（防災訓練・資機材購入など）を実施してしまうと助成金が交付されませんので、請求書や領収証のことではありません（事業実施のタイミングについては前述の「申請の流れ」をご参照ください）。
Q４　自主防災組織の活動実績が明らかになるものとは？
A　細かな書式は問いませんが、整備済み防災資機材の修繕及び追加配備に要する経費に係る防災資機材整備費については、５年以上の防災活動実績がある自主防災組織を対象としているため、防災訓練の実施記録や総会の行事報告など、当該自主防災組織の活動が確認できる書類を提出してください。
Q５　助成金はいくら出るのか？
A　自主防災組織発足に係る経費については世帯数に応じた上限まで出ます。 それ以外の項目では経費の２分の１（上限あり）です。
Q６　防災訓練や整備済み資機材の追加・修繕において、助成対象となる品目は何ですか？
A　前ページの２　詳細をご覧ください。 なお、対象であるかどうかの判断が困難である場合は、市にて協議しますので、ご相談ください。